

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 7 回（資料）

2017. 5. 26（金）
第 4 限（14:45~16:15）

3 号館 1104 室

片木淳

katagi◎waseda.jp（◎は@）

次回までに

（討論資料）

自主戦略交付金をめぐる国会論議（参議院・予算委員会、平成 25 年 3 月 29 日、抜粋）

（本資料の最後に掲載）を読んで、研究しておくこと。

1 地方交付税制度

1.1 地方交付税の性格と機能

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成 17 年 2 月 15 日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

◎ 財源の均衡化（財政調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

◎ 財源の保障（財源保障機能）

- ・マクロ… 地方交付税の総額が国税 5 税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ミクロ… 基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

1.2 地方交付税の総額と種類

総額

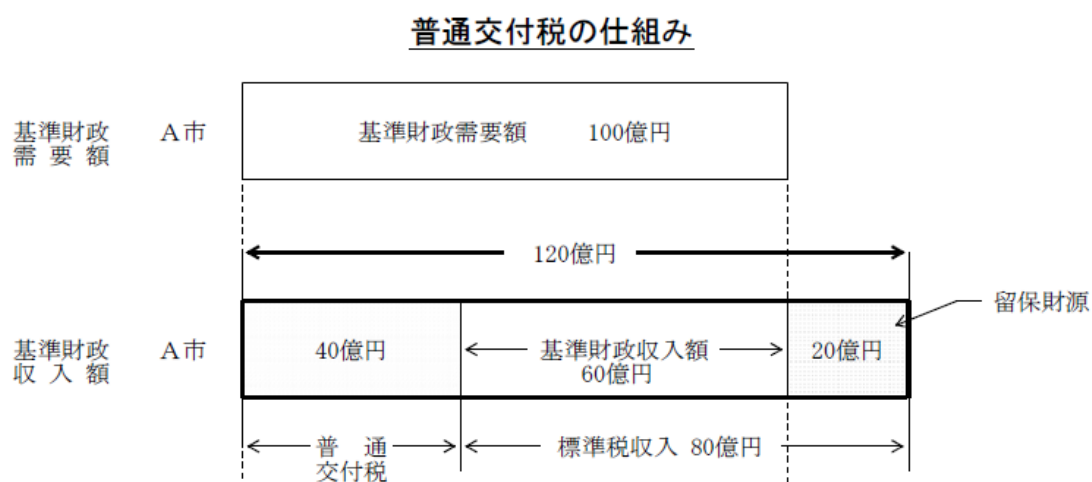
地方交付税の総額は、所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度から)、酒税の 50%(平成 27 年度から)、消費税の 22.3%(平成 26 年度から)、地方法人税の全額（平成 26 年度から）とされている（地方交付税法第 6 条）。

種類

地方交付税の種類は、普通交付税（交付税総額の 94%）及び特別交付税（交付税総額の 6%）とされている（地方交付税法第 6 条の 2）。

1.3 普通交付税の額の算定方法

- 各団体の普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額
- 基準財政需要額 = 単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）
- 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）



1 基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額（地方交付税法第2条第3号）。

各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算して算定。

2 単位費用

財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されるが、この測定単位に乗ずる単価が「単位費用」。

単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定される（地方交付税法第2条第6号）。

3 補正係数

基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられる。

しかし、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。この補正に用いる乗率が補正係数。

4 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額とされている（地方交付税法第 2 条第 4 号）。

具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額となっている。

(標準団体)

単位費用を算出するために、標準的な地方団体（標準団体）又は標準的な施設（標準施設）を設定する。具体的には、人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、地理的条件などが特異なものでないもの（積雪地帯や離島ではなく、また都市化も平均的なもの）を想定する。

	都 道 府 県	市 町 村
人 口	1,700,000 人	100,000 人
面 積	6,500 Km ²	160 Km ²
世 帯 数	690,000 世帯	41,000 世帯
道 路 の 延 長	3,900 km	500 km

さらに、標準的な経費を算定するため標準団体について、各費目ごとにより細かく、行政規模を設定している。

【出典：以上、総務省ホームページ「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度」「地方交付税」等により作成。平成 29 年 5 月 20 日】

1.4 普通交付税の単位費用 地方交付税法別表（第 12 条関係、29 年度 市町村分より抜粋作成）

＜別表 1 抜粋＞ 「個別算定経費」

市町村

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一 消防費	人口	一人につき 一一、三〇〇
二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき 七五、二〇〇
1 道路橋りよう費	道路の延長	一キロメートルにつき 一九三、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 二六、六〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき 六、三〇〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき 一〇、七〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 九五七
4 公園費	人口	一人につき 五三一
	都市公園の面積	千平方メートルにつき 三六、三〇〇
5 下水道費	人口	一人につき 九四
6 その他の土木費	人口	一人につき 一、六八〇
三 教育費	児童数	一人につき 四三、一〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき 八二八、〇〇〇
	学校数	一校につき 九、一八一、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき 四〇、四〇〇
	学級数	一学級につき 一、〇一〇、〇〇〇
	学校数	一校につき 八、七七八、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき 六、六六八、〇〇〇
	生徒数	一人につき 七〇、三〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき 五、〇九〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき 三六〇、〇〇〇
四 厚生費		
1 生活保護費	市部人口	一人につき 九、五二〇
2 社会福祉費	人口	一人につき 二一、一〇〇

3 保健衛生費	人口	一人につき 七、八二〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七〇、九〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき 九〇、六〇〇
5 清掃費	人口	一人につき 五、〇七〇
五 産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき 八一、五〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき 二六九、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき 一、二八〇
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	一世帯につき 四、五三〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき 一、一九〇
	世帯数	一世帯につき 二、一六〇
3 地域振興費	人口	一人につき 一、九一〇
	面積	一平方キロメートルにつき 一、〇四三、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇

(以下省略)

＜別表 2＞「個別算定経費」以外

地方団体の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口	一人につき 一〇、三九〇円
	面積	一平方キロメートルにつき 一、二三四、〇〇〇円
市町村	人口	一人につき 一九、〇八〇円
	面積	一平方キロメートルにつき 二、四三七、〇〇〇円

【出典：総務省ホームページ、行政管理局「法令データ提供システム」「地方交付税法」
「別表1」・「別表2」に基づき作成。平成 29 年 5 月 20 日】

1.5 地方交付税法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(運営の基本)

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 (省略)

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

【出典：総務省 HP「法令データ提供システム」。下線は片木。H29. 5. 20】

2 地方交付税の配分状況と地方財政対策

2.1 平成 28 年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,171,174	519,732	651,442	650,478	1,373,854	624,913	748,941	747,811
青 森	331,964	113,368	218,596	218,323	313,778	129,440	184,338	184,080
岩 手	340,537	120,973	219,565	219,285	321,710	139,762	181,948	181,683
宮 城	394,077	245,207	148,870	148,546	458,987	296,348	162,639	162,261
秋 田	282,568	88,022	194,546	194,314	284,326	105,969	178,356	178,122
山 形	280,667	100,039	180,628	180,397	258,363	118,271	140,092	139,880
福 島	398,333	218,384	179,949	179,621	414,409	235,522	178,887	178,547
茨 城	491,989	314,054	177,936	177,531	471,149	322,847	148,302	147,914
栃 木	345,368	224,788	120,580	120,296	336,348	257,551	78,797	78,537
群 馬	344,004	220,677	123,326	123,043	335,983	227,398	108,585	108,309
埼 玉	900,002	685,384	214,618	213,878	1,009,413	874,104	135,309	134,478
千 葉	798,674	617,791	180,883	180,226	780,543	637,854	142,689	142,056
東 京	1,980,019	2,354,494	—	—	397,973	354,219	43,754	43,427
神奈川	1,074,293	970,044	104,249	103,365	1,011,798	952,578	59,220	58,388
新 潟	491,920	227,071	264,849	264,444	523,744	284,010	239,734	239,303
富 山	244,638	116,287	128,351	128,150	219,826	143,150	76,677	76,496
石 川	251,782	125,052	126,730	126,523	246,090	150,797	95,293	95,091
福 井	217,015	90,039	126,976	126,798	158,836	101,831	57,005	56,874
山 梨	219,644	93,607	126,037	125,856	184,324	98,309	86,016	85,864
長 野	418,059	214,863	203,195	202,852	488,612	256,508	232,104	231,702
岐 阜	380,056	206,796	173,260	172,947	403,918	257,146	146,773	146,440
静 岡	568,500	410,360	158,140	157,673	546,597	457,438	89,158	88,709
愛 知	1,063,820	980,309	83,510	82,635	912,964	832,836	80,128	79,377
三 重	339,298	199,805	139,493	139,213	352,914	237,607	115,307	115,031
滋 賀	261,404	146,095	115,309	115,094	260,348	182,808	77,540	77,326
京 都	430,580	256,028	174,552	174,198	476,076	337,782	138,294	137,903
大 阪	1,242,704	966,284	276,420	275,398	1,504,420	1,270,688	233,732	232,494
兵 庫	856,194	550,128	306,066	305,361	1,011,067	742,694	268,373	267,542
奈 良	267,809	114,140	153,669	153,448	255,270	148,328	106,942	106,732
和歌山	253,774	82,906	170,868	170,659	219,593	109,361	110,232	110,051
鳥 取	188,162	50,966	137,196	137,042	141,817	60,242	81,574	81,458
島 根	246,660	63,953	182,707	182,504	210,252	77,044	133,208	133,035
岡 山	353,181	186,588	166,593	166,303	409,919	247,980	161,939	161,602
広 島	478,351	292,698	185,653	185,259	560,255	376,653	183,602	183,141
山 口	310,638	138,662	171,976	171,721	292,979	167,535	125,444	125,202
徳 島	219,426	72,241	147,185	147,005	176,727	89,780	86,946	86,801
香 川	213,341	103,865	109,476	109,301	195,664	121,917	73,747	73,586
愛 媛	295,276	128,019	167,257	167,015	304,074	164,265	139,809	139,558
高 知	235,050	63,164	171,885	171,692	197,962	78,015	119,947	119,784
福 岡	769,556	491,381	278,175	277,542	927,007	630,547	296,460	295,697
佐 賀	220,829	76,058	144,772	144,590	178,715	88,519	90,196	90,049
長 崎	331,463	110,058	221,405	221,133	332,588	141,446	191,141	190,868
熊 本	369,334	149,563	219,771	219,467	398,959	192,025	206,935	206,606
大 分	277,382	104,841	172,541	172,313	260,859	134,864	125,995	125,780
宮 崎	279,055	95,002	184,053	183,823	247,206	117,723	129,483	129,280
鹿児島	406,486	137,897	268,589	268,254	410,923	176,375	234,548	234,210
沖 縄	312,188	108,092	204,096	203,839	277,266	147,169	130,096	129,868
合 計	22,147,244	13,945,775	8,575,944	8,559,354	21,056,406	13,900,169	7,156,237	7,138,956

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

6

【出典：総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成 28 年度 普通交付税の算定結果」「平成 28 年度 普通交付税の決定について」(平成 28 年 7 月 26 日)】

2.2 平成 28 年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不 交 付 団 体 名	不交付 団体数	(参考) H27交付団体 →H28不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市 * 神栖市 * 東海村	3	つくば市
栃木県	上三川町 芳賀町	2	上三川町
群馬県	太田市 * 大泉町	2	
埼玉県	戸田市 和光市 三芳町	3	和光市
千葉県	市川市 成田市 * 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市	6	市原市 君津市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 羽村市 瑞穂町	11	国立市
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町	8	川崎市 海老名市 中井町
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町 *	2	高浜町 おおい町
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	富士市 * 御殿場市 裾野市 湖西市 * 御前崎市 * 長泉町	6	富士市 御前崎市
愛知県	岡崎市 * 碧南市 刈谷市 豊田市 * 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 田原市 * みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	17	岡崎市 高浜市 田原市
三重県	四日市市 * 川越町	2	四日市市
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	

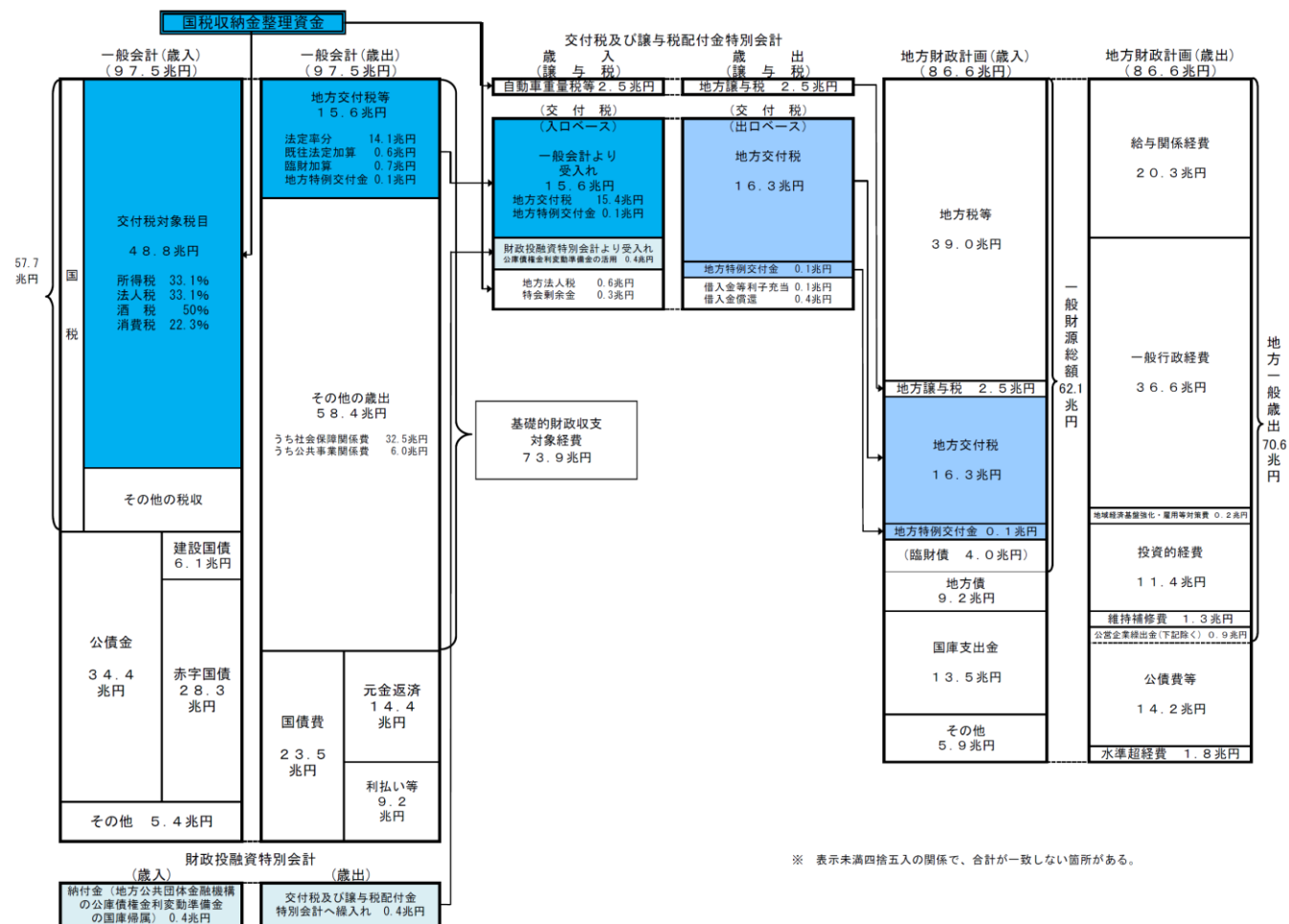
市町村合計 76団体（平成27年度59団体）

3 合 計 77団体

- (注) 1 千葉県君津市、静岡県富士市、静岡県御前崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
- 2 * 印は、平成28年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(12団体)
- 3 平成28年度に不交付団体から交付団体になった団体はない。

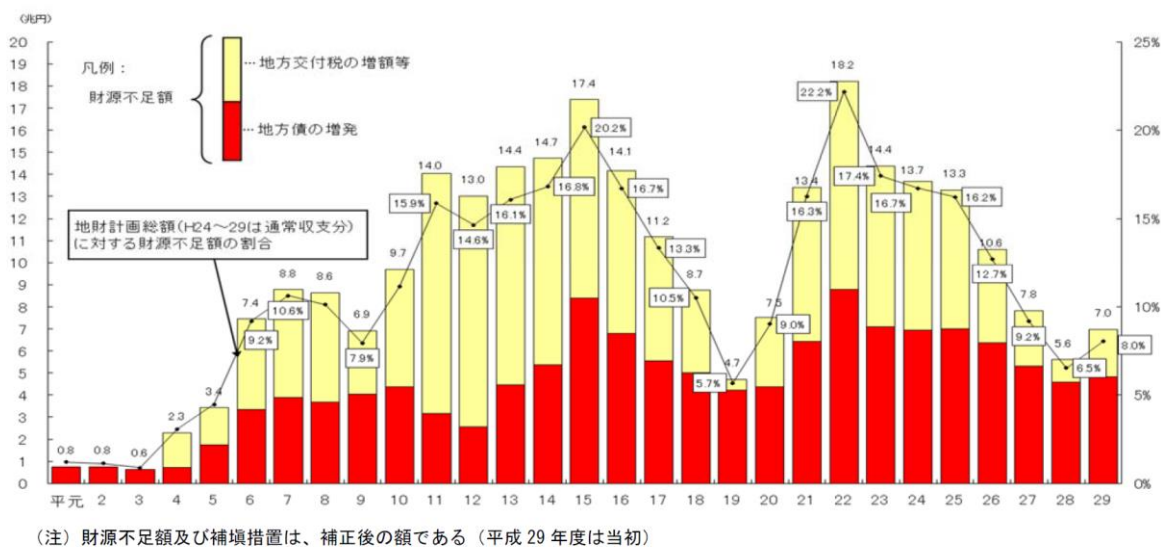
【出典：総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成 28 年度 普通交付税の算定結果」「不交付団体の状況」（平成 28 年 7 月 26 日）】

2.3 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成 29 年度当初）



【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 地方財政関係資料」「国の予算と地方財政計画との関係」。H.29.5.20 採取】

2.4 地方財政の財源不足の状況



【出典:総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 地方財政関係資料」 「地方財政の財源不足の状況」。H.29.5.22 採取】

2.5 平成28年度 臨時財政対策債発行可能額

地方財源の不足に対処するため、平成26年度から平成28年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成13年度から平成25年度の間においても同様に発行。)

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

臨時財政対策債発行可能額の算出方法財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。(財政力に応じて遡増)

平成28年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	113,801	107,295
青森	30,132	19,253
岩手	30,265	19,685
宮城	44,456	35,285
秋田	25,165	16,100
山形	25,415	16,281
福島	39,292	28,088
茨城	61,064	36,027
栃木	39,194	19,990
群馬	38,381	25,764
埼玉	125,590	74,410
千葉	112,614	60,969
東京	-	22,510
神奈川	126,172	82,656
新潟	47,954	47,082
富山	25,102	16,289
石川	25,440	17,478
福井	19,783	11,747
山梨	19,656	13,068
長野	42,152	33,509
岐阜	41,544	29,232
静岡	74,982	46,000
愛知	94,406	50,531
三重	40,125	22,147
滋賀	30,310	19,775
京都	47,922	50,044
大阪	151,888	141,149
兵庫	104,891	99,267
奈良	26,837	18,929
和歌山	23,067	15,558
鳥取	16,513	8,712
島根	21,601	11,921
岡山	38,153	36,036
広島	55,438	53,975
山口	31,138	21,815
徳島	19,947	11,588
香川	21,352	15,219
愛媛	29,210	21,182
高知	20,321	11,108
福岡	90,020	89,919
佐賀	19,956	11,754
長崎	29,850	20,773
熊本	35,605	32,530
大分	24,763	16,458
宮崎	24,847	15,488
鹿児島	36,255	24,881
沖縄	27,553	18,413
合 計	2,170,119	1,617,890

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

【出典:総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成28年度 普通交付税の算定結果」「平成28年度 臨時財政対策債発行可能額について」(平成28年7月26日)】

(次回討論資料)

自主戦略交付金をめぐる国会論議(参議院・予算委員会、平成 25 年 3 月 29 日、抜粋)

○小林正夫君 (前略)

次に、地方の財政の関係ですけれども、民主党政権のときに地方主権ということで、地方に一括交付金を下ろしてそこで裁量を持って使っていただくと、こういうような政策を打ち出し、二年間、平成二十三年度には四千七百億円、二十四年度には六千七百億円を用意をして地方に一括交付金としてお渡しをした。

二十五年度予算はゼロとなっていますけど、この地域自主戦略交付金がなぜ廃止をされたのか、お聞きをいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) この地域自主戦略交付金、これは廃止したのではなくて発展的改善をしたと、そして、この制度の趣旨を生かしながら、これを私どもでより自由度の高い、そして使い勝手の良い制度に直したということであります。

確かに一定の評価があったんです。しかし、その中でも、結局のところ、まず窓口は一括で受けるけれども、その後で事業ごとに各省に予算執行を振り分けるんですね。そこでまた団体との手続が必要になってまいります。そしてまた、県と政令市のみこういった自主戦略交付金というのがありまして、市町村の部分は改善がありませんでした。ですから、こういうものを含めて、私たちは、より自由度を上げるという意味においては事業の大きくくり化をしました。

それから、いろんな報告書を、手続を削減するとか、それからいろんな書類の添付をやめるとか、そういうような御要望をこたえてやりました。しかし、大本の、まず一括で受けてそれを各省に配分し直すと、ここに問題があるという御指摘があったわけですから、こここのところを直すためには元々の各省にストレートに申請ができるようにせざるを得ないということで私はこれを改善させていただいたということでありまして、これは自治体の趣旨を踏まえると。

それから、民主党時代の御要望は一兆円規模でやるということでございましたが、今おっしゃいましたように、四千億円から始まって六千億円ちょっとの仕事でありました。私どもはそれを補正と合わせて今度は九千七百億まで広げさせていただいているわけでありまして、これまでの思いはきちんと受け止めながら、より自由度の高い良い制度にさせていただいたと、こういうつもりであります。

○小林正夫君 発展的になくしたというお話ですけれども、それは私は理解できません。平成二十五年度予算はゼロということになっていることは間違いない。

そして、平成二十四年十一月に内閣府の地域主権戦略室がこの関係についてアンケート

を取った資料がございます。その内容は、従来の補助金、交付金に比べて地方公共団体の自由裁量は拡大しましたかと、こういう質問に対して、大きく拡大した、ある程度拡大した、これ六十六団体に質問をして全て回答があった、そのうち四十五団体がある程度拡大したという、こういう答えになっているわけで、非常に地域としてはこういう制度について私は期待をしていたと思っています。

使い勝手が悪いということも一つの自民党は理由になっているかも知れませんが、使い勝手が悪いならば使い勝手がいいようにしていくということが本来の私は筋だと思いますけど、もう一度答弁をお願いします。

○**国務大臣（新藤義孝君）** このヒアリングは私も承知をしております。二十四年の八月から九月にかけて、来年度の予算編成を前提にして、いわゆるその当時の政権が続くという前提でアンケート調査をやったわけであります。そして、おおむねの、大いに評価する、ある程度評価するを合わせれば七九%の評価があるのも事実であります。

しかし、そういう団体からも御要望が出ていたのは、必要な総額が確保されていない、対象事業が従来の補助金、交付金に限定されている、事業執行に当たっての手续や期間などの運用改善、こういった御要望が寄せられていたわけであります。そして、先ほども申しましたが、制度の根幹である、最初に一回内閣府に出すときに調整をする、そして内閣府がまた割り振りをし直して各省に出す、そのときにまた手続や調整が必要だ、ここが煩雑だという制度の根本についての改善の御要請があつて、それを修正するということになれば、ストレートにこれは各省と交渉ができるようにし、かつ今までのくくりを大きくくり化したということで、より自由度を高めたということであります。

時間が掛かると恐縮ですが、例えば農水省では、自主戦略交付金の強い農業づくり交付金相当分という事業がございます。でも、それ以外に自主戦略にかかわらない強い農業づくり交付金があり、産地活性化総合対策事業というのがあり、産地再生関連施設緊急整備事業というのがあり、これ四つの仕事があるんです。これを私たちは一つのくくりにして自由度を上げたのでありまして、これは私どもが地方の思いを受け入れた中でのこういう制度だと御理解いただきたいと思います。

○**小林正夫君** 民主党も、地方議会を経験をして今国会議員になっている方もたくさんいらっしゃると思います。それぞれの自治体の方からもいろんな情報をいただいていますけれども、やはり一括交付金が必要で、要はひも付き補助金じゃ困るという意見も圧倒的に多いということ、こういう点がありますので、これもまた本予算の審議のときに改めて論議をしたと思います。

（以下略）

（国会会議録検索システムによる。）